

松阪市飯高森林とのふれあい環境整備施設（つつじの里荒滝）指定管理者審査選定評価表 【別紙5】

委員

評価項目 (大項目)	評価細目 (中項目)	評価の視点 (小項目)	該当様式	評価	係数
基本的な考え方を備えてること	団体の理念について	団体の経営方針は明確であるか 施設の目的等に合致した方針はあるか 指定への意欲・熱意はあるか 施設の現状に対する考え方及び将来展望について	様式第4号ア		×2
平等性の確保、来客等への対応	管理・運営方針について	公の施設の管理・運営の考え方は妥当か 施設の設置目的を十分理解しているか 公平・公正性の確保に関する認識は高いか 施設の管理・運営にかかる関係法令等を認知しているか	様式第4号ア、イ		×2
	来客等への対応について	来客等の声や意見の把握及び実現策は具体的なものであるか 来客等のトラブルの未然防止と対処方法の具体策を定めているか 地域との連携を考慮した管理・運営体制であるか 運営委員会は民意を反映するものとなっているか	様式第4号イ、ウ		×2
施設の効用を最大限発揮させること	サービスの向上等の方策	サービスの向上が見込める提案がされているか、実現可能であるか 施設の利用促進に関する方針・手法について具体的かつ実現性の高い提案があるか 他施設との連携をどのように図るのか 利用料金の設定は適切か	様式第4号ウ 様式第5号 様式第6号		×2
	事業の取組みについて	事業計画は十分実現可能な内容であるか 観光情報の提供、地域特産物の振興について適正であるか 施設設置目的と事業内容の整合性について 自主事業（各種イベントを含む）計画は独創的な、あるいは工夫のみられる発想であるか	様式第4号ウ 様式第5号 様式第6号		×3
管理運営を安定して行う能力を有すること	団体の経営状態	申請者の運営状況が適正であるか、施設を管理・運営をするだけの体力があるか 申請者の保有技術・有資格者の有無等、施設の管理・運営を適切に行える能力があるか	様式第3号 様式第4号ア、エ		×1
	類似施設等の業務実績	類似施設の業務の実績から管理・運営を適切に行える能力は認められるか	様式第8号		×1
	管理運営体制等	職員の配置は実際に施設を管理・運営できる職員体制となっているか 施設を適切に管理・運営するための職員研修計画となっているか 適正な事務・経理体制となっているか 積極的な地元雇用を創出した計画であるか 施設の維持管理業務の実施方法は適切であり遂行可能か	様式第4号イ、エ、オ		×2
	安全対策等について	安全・安心面からの管理運営の具体策など特徴的な取組はあるか 個人情報の保護に関する認識が高いか 防犯、防災等緊急時の対応や体制は適切に講じられているか（危機管理体制） 緊急時の連絡体制は定められているか 来客の安全管理、緊急時の対応は講じられているのか 環境負荷の低減等環境への配慮は認められるか	様式4号イ		×2
経費の削減等	収支予算書について	管理事業の収入見込は現実的なものか、収入増となっているか 管理事業の支出の抑制が図られているか、また適切なものか 自主事業の収支見込は現実的なものか、収入増となっているか 指定管理料の提案価格は、市が示した上限額より縮減されているか	様式第5号 様式第6号		×3
評価点					

講評	
----	--

○審査評価及び選定方法

①評価方法

5段階評価とする。【優れている…5、やや優れている…4、普通…3、やや劣っている…2、劣っている…1】

②選定方法

- (1) 審査選定委員は、上表の評価項目に基づいて評価し、項目ごとに係数を掛ける。委員1人あたりの持ち点は100点で、総合得点を500点満点とする。
- (2) 総合得点が最も高い団体を指定管理者候補団体とする。
- (3) 総合得点が300点に満たない場合は、指定管理者として適当ではないものとする。
- (4) 全応募団体の総合得点が300点に満たない場合は、最高得点者に対し、審査選定委員会において申請書等の修正を指示したうえ、申請書等の機会を与えることができるものとする。（1週間後を目途とする。）
- (5) 再提出された申請書等は、審査選定委員で再審査を行うものとする。

※経費の縮減等については4つの観点から評価いただきますが、「指定管理料の提案価格は、市が示した上限額より縮減されているか」の評価は以下のようにお考え下さい。

(提案価格について) 上限額縮減に係る参考配点基準（評価は、上記5段階評価による）

5 市の提案する上限価格から3年間で 10万円以上減

4 市の提案する上限価格から3年間で 6万5千円以上10万円未満の減

3 市の提案する上限価格から3年間で 3万円以上6万5千円未満の減

2 市の提案する上限価格から3年間で 1円以上3万円未満の減

1 市の提案する上限価格のとおり